

三重県入札等監視委員会 審議概要（平成26年度 第4回）

開催日及び場所	平成26年11月25日(火)10:00～12:00 アスト津 4階 研修室A	
出席委員	委員長 林 拙郎 副委員長 福島 礼子 委員 石黒 覚 委員 長谷部 拓哉 委員5名中4名出席	
審議対象期間	平成26年7月1日から平成26年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	4件	
指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	特になし	

入札等監視委員会 平成26年度 第4回定例会（平成26年11月25日）	
意見・質問	回答
入札・契約事案の審議について	
工事名 一般県道亀山安濃線道路改良(鹿島橋橋梁下部)工事(その1)〔鈴鹿建設事務所〕 工事名 一般県道亀山安濃線道路改良(鹿島橋橋梁下部)工事(その2)〔鈴鹿建設事務所〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の一括審査方式でその1工事で落札した業者がその2工事に入札できるのか。 ・事情聴取の質問内容は決まっているのか。 ・談合情報があつて、調査して談合があつたと認定した件数は今までにどのくらいあつたのか。 ・総合評価の技術提案以外の点数がその1工事とその2工事で一致していないものがあるが、一致するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その1工事、その2工事を同時に入札させている。技術提案書には配置予定の技術者を1名のみ提出させており、その1工事、その2工事は技術者をそれぞれ専任で配置する必要があるため、その1工事を落札するとその2工事に技術者を配置できなくなることから落札できなくなる。 ・標準的な質問は作成されている。談合情報の内容によって質問を追加している。 ・談合があつたとして認定したものは過去にない。工事費内訳書が非常に類似しているなど談合があつたとはいえないが、談合の疑いが払拭できないということで入札を中止したものはある。 ・総合評価の事後審査方式で行っているため、落札候補者になった業者のみ点数が正しいかどうかを確認している。一致していない業者は落札候補者になり審査で点数が減点されたからである。
工事名 長島中部地区基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業(繰)下部工事〔桑名農政事務所〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が2者と少なかった理由はなにか。 ・審査集計表で施工体制確認審査結果が補正ありとなっているが、どういう補正があつたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同種の施工実績を有する技術者を配置予定にしないと総合評価の点数が加算されないため参加を見合わせたのではないかとと思われる。 ・施工体制確認の審査によって施工体制が十分であると認められた時は評価値を補正することはないが、この審査が厳しい。審査を受けない場合は、低い入札額であっても調査基準価格の評価値で算定するような補正をすることである。
工事名 主要地方道菰野東員線他H26～H27地域維持型(Cブロック)維持管理業務委託〔桑名建設事務所〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・参加してきたJVは何者で組んでいるのか。 ・他のブロックも同じ業者が参加しているのか。 ・入札参加者が1者であつたが、他ブロックも1者なのか。 ・今後、毎年同じJVが続く可能性があるのではないか。 ・このブロックは複数に参加する可能性があつたのか。 ・JVの名称は誰がつけるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・9者で組んでいる。 ・すべて別の業者が地域ごとにJVを組んでいる。業者が重ならないような要件を設定している。 ・1者であつた。 ・地元精通ということを最優先に求めているのでその可能性を排除しようとは考えていない。このブロックは参加資格を満たす業者が19者あり、今回9者で構成されているので、複数参加する可能性もあり、今後、同じJVが続くとは限らないと思われる。 ・3JV以上できる可能性があつたと考えている。 ・JVが任意でつけている。

入札等監視委員会 平成26年度 第4回定例会（平成26年11月25日）	
意見・質問	回答
工事名 内径200耗不断水制水弁設置工事(藤方)〔中勢水道事務所〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の相手方は最初の一般競争入札には参加する意欲がなかったのか。 ・最初の一般競争入札の参加者がなかった理由はなにか。 ・工事は特殊な技術が必要となることはないのか。 ・通常は一般競争入札で参加者がなければ再度一般競争入札で行うが、それを随意契約にしたのは、工事期間の関係か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事が少額であるため、最初の一般競争入札の地域要件やランクは随意契約の相手方が参加できない要件であった。 ・工事が少額であるため、工事に魅力がないと思ったのではないかと思われる。 ・不断水弁の部分は特殊工事であるが、土木一式の業者が請負ってその部分を下請けにすれば工事は可能である。 ・津市との協定により工事の完了日を決めており、その日までに完了する必要があったことから、随意契約にした。
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・次回、平成26年度第5回入札等監視委員会の開催日は、平成27年2月26日(木)の予定とする。 	